旧警戒区域(葛尾村)で個人で建設工事下請業を営んでいたが、原発事故により休業を余儀なくされ、平成23年9月に避難先で事業を再開した申立人について、事業再開のために新たに購入した営業用車両及び工具類の購入費用が賠償された事例。

# 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解すること とし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

1 損害 本件申立てに係る車両2台分購入費用

(内訳) A車 1台B車 1台

本件申立てに係る工具類一式購入費用

## 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目に対する和解金として、金4,899,546円の支払義務があることを認める。

# 第3 支払方法

(省略)

#### 第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(その遅延損害金を含む。) については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない ことを相互に確認する。

## 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立 人が署名(記名)押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものと する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解 決センターに交付する。

平成25年5月2日

(仲介委員 渡部 晃)